

【マレーシア】公衆衛生のための喫煙製品規制法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2024年1月24日、18歳未満の未成年者も含めたマレーシア国民の喫煙及び電子たばこの利用を規制することを目的に、公衆衛生のための喫煙製品規制法が制定された。

1 立法の背景・経緯

マレーシア政府は、たばこ及び喫煙製品規制のための国家戦略計画（2021年～2030年）において、2040年までに禁煙国家としてのマレーシアを確立させることを目標として掲げている¹。15歳以上のマレーシア人を対象としたたばこ使用に関する実態を調査した、2023年世界成人たばこ調査によると、2023年の国内の喫煙者の割合は、対2011年比で18.9%減少しているのに対し、電子たばこによる喫煙者の割合は、2011年の0.8%から2023年には5.8%に増加している²。また、15歳から24歳までの電子たばこ利用者の割合も、2011年の1.1%から2023年の8.6%に上昇している。たばこ等の規制に関する立法として、1983年食品法³及び同法に基づき制定された2004年たばこ製品規制規則⁴（同規則は現在まで13回改正されている。）等が挙げられ、18歳未満の未成年者に対するたばこ製品の販売の禁止及び当該未成年者の喫煙等の禁止、喫煙禁止区域の設定、たばこ製品の広告、販売促進、協賛、包装・表示等の規制（1983年食品法第36条等）が規定されていたものの、たばこに特化した法律は制定されていなかった。

2023年6月12日、18歳未満の未成年者も含めたマレーシア国民の喫煙及び電子たばこの利用を規制するための法律案が、マレーシア議会下院に提出された。しかし、同案には、2007年1月1日以降に誕生した者の生涯喫煙禁止規定（第18条等）が盛り込まれており、当該規定がマレーシア連邦憲法⁵上の争点となるとの判断から、同案は取り下げられた⁶。その後、生涯喫煙禁止規定を削除した法律案が改めて下院に提出され、2023年11月30日に可決され、同年12月14日に上院でも可決された。2024年1月24日、国王の裁可を経て、2024年公衆衛生のための喫煙製品規制法⁷が制定された（同年2月2日公布、同年10月1日施行）。

2 2024年公衆衛生のための喫煙製品規制法の概要

(1) 章構成

この法律は、第1章：導入規定（第1条、第2条）、第2章：登録（第3条～第6条）、第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。

¹ “National Strategic Plan for the Control of Tobacco & Smoking Products 2021-2030,” p.17. Ministry of Health website <<https://www.moh.gov.my/moh/resources/Penerbitan/Rujukan/NCD/National%20Strategic%20Plan/NCDTembakau20212030.pdf>>

² “Global Adult Tobacco Survey. Comparison Fact Sheet: GATS Malaysia 2011 & 2023,” 2024.2.27. <https://drupal.gtsacademy.org/sites/default/files/country_docs/2023_Logo_GATS_Malaysia_Comparison_508%20%281%29.pdf>

³ Food Act 1983 (Act 281).

⁴ Control of Tobacco Product Regulations 2004.

⁵ Laws of Malaysia Federal Constitution.

⁶ Hana Naz Harun and Qistina Sallehuddin, “[Updated] Dewan Rakyat passes Control of Smoking Products and Public Health Bill,” *New Straits Times*, 2023.11.30. <<https://www.nst.com.my/news/nation/2023/11/984813/updated-dewan-rakyat-passes-control-smoking-products-and-public-health>>

⁷ Control of Smoking Products for Public Health Act 2024 (Act 852). <<https://seatca.org/dmdocuments/Control%20of%20Smoking%20Products%20for%20Public%20Health%20Act%202024.pdf>>

3章：広告、販売促進及び協賛（第7条～第9条）、第4章：販売の規制（第10条～第13条）、第5章：価格、包装、表示、製造等の規制（第14条、第15条）、第6章：喫煙の禁止（第16条～第18条）、第7章：製造業者、輸入業者又は流通業者の責任（第19条、第20条）、第8章：管理（第21条～第24条）、第9章：執行（第25章～第40条）、第10章：裁判及び手続（第41条～第47条）、第11章：一般規定（第48条～第53条）、第12章：経過規定（第54条）の全12章54か条から成る。

(2) 登録（第2章）

何人も、この法律に基づく登録を行わなければ、たばこ製品⁸、喫煙物質⁹又は代用たばこ製品¹⁰（以下「喫煙製品」）を輸入し、製造し、又は流通させてはならない（第3条）。これに違反した法人は、2万マレーシアリングット¹¹（以下「リング」）以上10万リング以下の罰金刑若しくは2年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処される。また、違反した者が法人ではない場合には、2万リング以下の罰金刑若しくは1年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処される¹²。2回目以降の違反については、罰金額及び拘禁の期間が引き上げられる。なお、登録は、申請者が所定の方法で、マレーシア保健局長に対して申請しなければならない（第4条）。

(3) 広告、販売促進及び協賛（第3章）

喫煙製品の広告の掲載（第7条）、喫煙製品の類似品の広告の掲載（第8条）、喫煙製品の販売促進又は協賛（第9条）は禁止される。

(4) 販売の規制（第4章）

何人も、所定の要件に従わない場合の喫煙製品の販売又は販売のための陳列（第10条）、喫煙製品の類似品の販売（第11条）、贈答品又は景品としての喫煙製品の販売（第12条）、未成年者に対する喫煙製品の販売（第13条）を行ってはならない。

(5) 喫煙の禁止（第6章）

①何人も、保健大臣の指定する喫煙禁止区域¹³において喫煙してはならない（第16条）。②喫煙禁止区域の土地・施設所有者等は、所定の様式で、喫煙禁止の警告標識の提示等を行わなければならない（第18条）。①及び②の規定に違反した者は、5千リング以下の罰金刑に処される。また、未成年者は、いかなる方法によっても、たばこ製品を喫煙し、かみ、使用し、又は代用たばこ製品を喫煙してはならない（第17条）。これに違反した者は、500リング以下の罰金刑に処されるか、又は社会奉仕活動を命じられる。

⁸ tobacco product. 加工たばこ又はたばこを含む製品で、人間が消費することを目的にしたもの（2024年公衆衛生のための喫煙製品規制法第2条）。なお、後掲注(9); (10); (12)は、いずれも同条の規定である。

⁹ smoking substance. ニコチン、プロピレングリコール、グリセロール及びトリエチレングリコールを含む、喫煙に使用される物質又はそれらの組み合わせ。

¹⁰ substitute tobacco product. たばこ製品以外の製品又は加工品で、喫煙物質の有無にかかわらず、喫煙可能なもの。

¹¹ 1マレーシアリングットは約34.7円（令和7年1月分報告省令レート）。

¹² 以下、(3)及び(4)についても、違反した者は、所定の罰金刑若しくは拘禁刑又はそれらの併科に処される。その金額等については、紙幅の関係で省略する。

¹³ ①カジノを除く娯楽施設等、②医療機関、③エレベーター又は公衆トイレ、④飲食店、⑤空調のある店舗、⑥コインランドリー、⑦公共交通機関のターミナル、⑧喫煙室等を除く空港、⑨政府機関の敷地、⑩国会議事堂、⑪集会活動が行われている区域、⑫高等教育機関を含む教育機関、⑬保育所、⑭公共サービス窓口、⑮複合商業施設、⑯ガソリンスタンド、⑰競技場等、⑱複合スポーツ施設、⑲宗教施設、⑳図書館、㉑インターネットカフェ、㉒国家奉仕訓練プログラムの実施地（軍事訓練キャンプ地等）、㉓職場の建物、㉔屋根のある保養施設等、㉕屋根のある公共駐車場、㉖国立公園の展望台等、㉗スクールバス、㉘公共車両の計28項目が規定されている（2024年公衆衛生のための喫煙製品規則（禁止区域又は場所の宣言）命令第1附則）。Control of Smoking Product for Public Health (Declaration of Non-Smoking Area or Place) Order 2024.